

松阪市議会

議長 西村 友志様

平成28年9月4日

楠谷 さゆり

視察報告書

今般、下記のとおり視察を実施いたしましたので、その内容等を報告します。

1. 視察の日程 平成28年9月1日（木）
2. 参加者 楠谷さゆり
3. 視察先 愛知県健康福祉部障害福祉課 古賀正洋主査
4. 目的 愛知県は福島県、島根県について全国で3番目に、
障害者グループホーム設置について、既存の戸建て住宅を活用する場合、地上
2階以下、かつ延べ面積が200㎡未満の既存の戸建て住宅については、建築
基準法上の「寄宿舍」への用途変更は必要としない取扱いを実施することにし
た。その経緯について調査する。

	農林水産部次長室 Director General, Agriculture, Forestry and Fisheries	食育推進課 Food Education Division	農業経営課 Agricultural Management and Technology Division
4	農林水産部 Department of Agriculture, Forestry and Fisheries	農林検査課 Agriculture and Forestry Inspection Division	農地計画課 Agricultural Land Planning Division
	農林水産部農林基盤局長室 Director General, Agriculture and Forestry Infrastructure Office	農林水産部農林基盤局次長室 Deputy Director General, Agriculture and Forestry Infrastructure Office	
3	健康福祉部 Department of Health and Public Welfare	健康福祉部保健医療局長室 Director General, Health and Medical Care Office	健康福祉部保健医療局次長室 Deputy Director General, Health and Medical Care Office
	健康福祉部次長室 Deputy Director General, Department of Health and Public Welfare	健康福祉部次長室 Deputy Director General, Department of Health and Public Welfare	健康福祉総務課 General Affairs Division
2	健康福祉部 Department of Health and Public Welfare	高齢福祉課 Senior Citizens Welfare Division	生活衛生課 Environmental Health Division
1	健康福祉部 Department of Health and Public Welfare	監査指導室 Inspection and Guidance Section	障害福祉課 Disabled Persons Welfare Division
B2	本庁舎連絡通路	自治センター連絡通路	

記

1. 愛知県の規制緩和の内容

「既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱い」について」

取り扱いの概要

○適用時期：平成26年4月1日から

○対象とする建築物：地上2階以下、かつ延べ面積が200㎡未満の既存の戸建て住宅

○緩和に伴い講ずべく防火・避難対策の主な要件

- ・消火器、非常用照明装置及び住宅用防災警報器（連動型）等を設置
- ・2階には、面積 1.2 m²以上かつ奥行き 75cm 以上で勾配のないバルコニー等を設置する。
- ・避難訓練を年 3 回以上実施し、夜間の避難訓練も年 1 回以上実施する。
- ・非常勤職員や、夜間支援従事者、利用者も全員訓練に参加する。可能な限り地域住民が参加する訓練も実施する。
- ・夜間支援従事者を配置する。（配置しない場合は、自動火災報知設備及び消防への火災通報報知設備を設置）等

2. 愛知県の規制緩和についての特徴

福島県、島根県両県の基準は、違法建築物でないということと、火災報知器設置の義務付けなどハード面だけに着目した取り扱い基準で緩和しているのに対して、愛知県では、避難訓練の規定や、指定障害福祉サービス事業者等のための「非常災害対策計画」作成の手引書を作るなど、ソフト面の対策に重点を置いた。

3. 愛知県が規制緩和に動いた理由

平成 22 年度の実績で、障害者のグループホーム利用者は、人口 10 万人当たり 28.5 人で、全国平均 56.6 人に対して 46 位。25 年度でも愛知県は 43.9 人に増加したが、全国平均が 69.8 人で 43 位。この数字を挽回する必要に迫られた。

4. 質疑応答

Q: 平成 25 年 10 月 25 日の大村知事記者会見で、「既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱い（案）」に対するパブリックコメントを実施する発言があったが、それまでにはどのような動きがあったのか。

A: 民間で講演会や研修会があり、事業所関係者などが有識者の意見を聞く会も開催されていた。

Q: パブリックコメントではどのような意見が寄せられたのか。

A: 反対するような声はなかった。

Q: 規制緩和されてから何か問題点はないか。

A: 特に無い。

Q: 規制緩和されてからグループホームの数は増加しているのか。

A: 規制緩和により設置されたものはこれまでに 8 件。相談があったものが 14 件。そのうち相談継続中のものが現在 6 件、物件の調整がつかなかったために断念したものが 6 件ある。断念した理由としては、耐震性に問題のある物件や都市計画法と合致しない物件があった。予想ほど増えてこないのは、事業者の望むような間取りがすぐ見つからないためではないかと思われる。しかしながら、毎月数件の申請がある。

Q: 松阪市は人口 16.5 万の都市であるが、単独でも規制緩和に取り組めるのか。

A: 建築基準法の権限は人口 10 万人規模の市にはおりているが、事業所として指定するのは県である。

Q: 今後規制緩和に取り組みたい自治体にアドバイスは。

A: 障害者グループホームは出費の多い事業であるので、初期投資を少なくしないと事業継続が困難になる可能性がある。初期投資を少なくする方法として、規制緩和は良いことだ。

Q: 規制緩和を適用して行った場合の費用は、従来の「寄宿舍」の規制を適用した場合の費用と比較してどのくらい少なく済むのか。

A: 規制緩和を適用すると約 20 万円で済むが、従来の場合であると間仕切り壁の設置などに 200 万円ほどかかるため、約 180 万円の初期投資が節約できる。

5.所感

愛知県でのグループホーム利用者数が全国に比較して少ないことで、グループホーム数の倍増計画をマニフェストに掲げて当選した大村知事の役割が大きく働いたと思う。また、避難訓練の規定などソフト面での規制を厳しくしたことで、安全対策に対する不安が払しょくされたのも、パブリックコメントで反対者がほとんどなかった理由と思われる。

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、グループホームの確保は重要である。グループホームの数を増やすために、福島県、島根県が先に動いたが、愛知県という人口も多い県が規制緩和に成功したことで、今後の国も含めた動きに繋がるものと期待したい。

以上